

県外バイヤー等による「にし阿波」個別商談ツアー運營業務委託仕様書

1 目的

美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町（以下、「にし阿波」という。）の事業者の新たな販路開拓を支援するため、事業者の商品、生産規模、販売戦略等を踏まえ、その特性にマッチするバイヤー等を商談相手として招へいし、事業者を直接訪問の上、個別商談を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

3 業務内容

（1）商談ツアーの参加事業者の募集・受付・選定

ア にし阿波管内の小規模事業者（小売・食品製造事業者等を想定）を対象に本事業への参加を呼びかけ、募集を受け付ける窓口を設置すること。なお、参加事業者は6者程度とする。

イ 募集にあたって必要となる広報物の企画・デザイン制作・印刷を行うこと。

ウ 参加事業者は、にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会（以下「事務局」という。）と協議の上、選定すること。

（2）参加事業者への事前ヒアリングの実施

ア 効果的な商談の実施につながるよう、参加事業者から商品や販売戦略についてのアピールポイント、今後の展望、認識している課題等をヒアリングすること。

イ 商談する際のポイントや事例紹介等、商談に慣れない事業者でも商談成立につながるアドバイスをあわせて実施すること。

（3）商談相手となるバイヤー等の選定・招聘

ア 前（2）で実施した事前ヒアリングの内容を踏まえ、効果的な商談が期待できるバイヤー等を事務局と協議の上、選定・招へいすること。

イ 招へいするバイヤー等は参加事業者1者につき3者程度を目安とし、幅広い販路開拓に結びつくよう、バイヤー等の拠点地域や得意とする分野等について留意すること。

ウ 招へいするバイヤー等を選定後、参加事業者に対し、当該バイヤー等の概要や選定理由について説明すること。

（4）個別商談の開催

ア 参加事業者と調整し、訪問日時等を決定すること。なお、訪問時期は参加事業者の業務閑散期を原則とすること。

イ 事前に参加事業者から商談物件の内容を確認の上、バイヤー等へ情報共有を行う等、円滑な商談の実施に努めること。

ウ バイヤー等の招へい時は、受託者が随行すること。

エ 現地までの交通手段をはじめ、商談の実施のため必要となる設備機器を確保すること。また、参加事業者の自社スペース以外の場所での商談が必要となる場合、その会場等についても確保すること。なお、これらの準備・確保に係る費用も計上すること。

オ 関係者との連絡・調整やバイヤー等の安全確保などツアーの進行管理について受託者が責任を持って行うこと。

（5）事後フォローアップの実施

個別商談終了後、参加事業者と招へいバイヤー等との商談内容を確認し、参加事業者に対し、商談成立に向けた改善ポイントやアプローチ方法等についてフォ

ローアップを実施すること。

(6) アンケート調査の実施

商談終了後、バイヤー等に成約状況を確認の上、契約期間満了日までに報告すること。

4 委託料及び対象経費

(1) 上限 1,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 対象となる経費

人件費（給与・賃金・専従職員の社会保険料・手当等）、報償費（講師謝礼等）、旅費（出張旅費・講師旅費等）、需用費（消耗品費・印刷費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料（リース代・会場使用料等）、負担金（イベント参加費等）、委託料（他の団体へ委託する場合は、事前に協議すること）

5 特記事項

(1) 業務の実施に当たっては、にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議すること。

(3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、発注者に帰属する。